

第1回「ミネラルウォーターに関する税」検討会 議事録

日 時 平成17年6月13日(月) 15:00～17:10
場 所 都道府県会館 401会議室
出席者 委員 11名(委員全員出席)

「ミネラルウォーターに関する税」検討会委員名簿参照
県 総務部長、総務部次長、総務部税務課長、
森林環境部森林整備課長、政策秘書室政策主幹

【議事録】

(司会)

ただ今から第1回「ミネラルウォーターに関する税」検討会を開催します。検討会の司会を務めさせていただきます山梨県税務課の青柳と申します。どうぞよろしくお願い致します。

では、次第に従いまして進めさせていただきます。本来ですと、ここで委員の皆様お一人一人に委嘱状をお渡しするところですが、時間の関係上、委嘱状を席に前もって配布させていただきました。ご了承いただきたいと思います。

はじめに山梨県総務部長の芦澤からご挨拶を申し上げます。

(山梨県総務部長)

山梨県総務部長の芦澤でございます。本日はお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

これから先生方にご議論をいただき、「ミネラルウォーターに関する税」につきましては、地方団体の課税自主権が拡充されたことを受け、本県におきましても、森林でありますとか良質な水の確保という観点から、本県の特性ということに着目して環境目的税として導入できないかということ、そうした場合の導入の是非、導入した場合の枠組みについて庁内の関係課で構成する研究会で議論してきたところであります。この間、県民の皆様にはシンポジウムの開催であるとか、あるいは、県政モニターのみなさんからご意見を伺うということも実施してきました。その中では、いろいろなご意見がありました。一方で、ミネラルウォーター業界の皆様からは、課税の公平性ということを中心に反論といいますが、強い反対のご意見がありました。そこで、これからどのように政策決定をしていくかにあたり、もっと議論を深めていく必要があるのではないかということで、専門家の先生方、あるいは消費者の代表の皆様から、専門的なお立場、あるいは幅広い角度から議論を重ねていくことが良いのではないかと、このように考えて検討会を設置したところでございます。そういう趣旨でありますので、先生方から、これからそれぞれの立場から、自由な議論をお願いしたいと思って

います。先生方におかれましては、日程的にもきつい場面もあるかと思いますがご理解賜りたいと思います。はなはだ簡単ではありますが、ご挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、ここで委員の紹介ということになりますが、検討会の初回ということでもありますので、委員の先生方からお一人ずつ簡単に自己紹介をいただきたいと思います。名簿の順で青木先生からお願いします。

(青木委員)

神奈川大学の青木でございます。今まで私もいろいろな税金にかかわってきましたけれども、いかんせん私が最年少でありご迷惑をおかけするかもしれないけれども、よろしくお願いいたしますと思います。専門としては財政学、租税論ということになっていきますけれども、ヨ - ロッパの税制の研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(岩崎委員)

横浜国立大学の岩崎政明と申します。租税法を専攻しております。最近法定外税はいろいろな種類のものでできておりまして、勉強を進めておりますが、今回も大変重要な税ということで、及ばずながらいろいろ研究して、皆様のお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

(植松委員)

植松でございます。私ずっとアサヒビ - ルに勤務していたのですが、2年前まで2年間ほどアサヒ飲料というソフトドリンクの会社の社長をしまして、今は、アサヒビ - ルの名誉顧問になっております。山梨県出身でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(大橋委員)

大橋でございます。昨年3月まで東京大学農学部附属演習林の教官をしておりました。森林施業の現場に15年間ほどおりましたけれども、実は昭和47年から62年まで山梨県立の林業試験場、現在は森林総合研究所という立派な名前になっていますけれどもその研究員をしておりました。そういう関係で、税に関しては専門家ではございませんが、山梨県の森林の実態、施業そういうことは少しは知っているということで呼ばれたと思います。そういう点で発言をできればと思っています。よろしくお願いいたします。

(長田委員)

北都留森林組合の長田助成といいます。毎日、山の中に入っておりまして森林整備を専門にやっております。近頃非常に整備が遅れてきまして、私も60歳を過ぎまして、なんとか管内の森林整備だけはやり遂げてから森林組合を卒業したいと思っています。大変今焦っております。皆様のお力をお貸しいただければと思います。そんなことで呼ばれたと思いますが、よろしく願いいたします。

(小幡委員)

上智大学の小幡と申します。専門は行政法でございますが、大学では地方自治法・租税法を講義しております。よろしく願いいたします。

(白旗委員)

日本ミネラルウォーター協会の白旗と申します。この問題については2年半ばかり携わっております。この検討会ができて、我々協会側の意見が県民に周知されることは非常に喜んでおります。よろしく願いいたします。

(田口委員)

私は、山梨県ミネラルウォーター協議会の会長を承っております田口と申します。山梨県ミネラルウォーター協議会は、平成8年に27社からスタートしまして、これは山梨のミネラルウォーターの品質向上のため、県の衛生薬務課のご指導を受けて、今日までできております。現在会員数は25社ということで、その代表ということで、富士山仙水(株)の田口と申します。よろしく願いいたします。

(中里委員)

中里でございます。東京大学の法科大学院及び大学院、学部で租税法・財政法の講座に所属しております。専門が国際金融取引の課税なので、ミネラルウォーターとは関係はないですが、課税の原則等についてお役に立てることがあればと思っております。よろしく願いいたします。

(早川委員)

山梨総合研究所の早川でございます。山梨総研は、地域政策研究を中心に展開しております。今回のミネラルウォーターという問題については、税の面では素人でございますが、何も発言できることはございませんけれども、地域政策として今後水をどう考えていくか、という点から発言させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(山本委員)

山本豊美と申します。去年まで山梨県内で展開しております生活協同組合の理事長をしておりました。今は家庭の主婦に戻って、住んでいるところが山梨県上野原市な

のですけれども、その市内を駆け巡って、今はホ - ムヘルパ - の仕事をしているので、より一層生活に密着するような感覚も持ちまして、水のことではそんなことで消費者としての視点で言えたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局であります山梨県の職員を紹介いたします。総務部長の右隣ですが、総務部次長の中村康則でございます。左の方で、総務部税務課長の中澤正徳でございます。一番右で、森林環境部森林整備課長の石原聡でございます。左になります。政策秘書室政策主幹の福富茂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次第の会長選出でございますが、お手元の検討会設置要綱にありますとおり、本検討会に会長をおき、会長は検討会の事務を総理することとされております。また会長の選任は委員の互選によるとされておりますが、いかがでしょうか。

(早川委員)

事務局に案がございましたら、ご提示をいただきたいと思います。

(事務局)

事務局としまして、横浜国立大学の岩崎先生に会長をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(司会)

それでは、岩崎先生、会長をお願いできますでしょうか。

(岩崎委員)

はい、お引き受けします。

(司会)

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。岩崎先生には会長席にお移りいただきたいと思っております。

ここで岩崎会長から、就任のご挨拶をいただきたいと思っております。

(岩崎会長)

ご紹介いただきました横浜国立大学の岩崎政明です。私、租税法を研究している関係で会長というお話を頂戴いたしました。正直このお話をいただいたとき、大変な大役で躊躇いたしました。その後いろいろお話を伺っている関係で、委員会のメンバ -

になられている方がそれぞれの道の第一人者でおられて、それを伺った段階で決断いたしました。それは、私が委員として意見を言うよりも、私が司会進行役に回って、皆様方に自由にご意見をいただいた方がよしいと判断したからです。そういうことで、私は会長にさせていただきますけれども、それは皆様にご意見を自由に言うていただくためだと思っていただいて、是非、それぞれのお立場でご意見をいただければありがたいと思っています。ご協力よろしく願いいたします。

(司会)

どうもありがとうございました。それでは次第に従いまして議事に入らせていただきます。検討会設置要綱にありますとおり、会長が議長となるとありますので、これから岩崎会長に議事の進行をお願いいたします。

(岩崎会長)

それでは、早速、議事に入らせていただきます。始めに、検討会設置要綱によりますと第4条の第3項に会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するというようになっておりまして、職務代理を選ぶということになっております。そこで、行政法の第一人者である小幡先生に是非ともお願いしたいと思いますが、小幡先生いかがでしょうか。

(小幡委員)

私より適任の方がいらっしゃると思いますが、ご指名ですのでお引き受けします。

(岩崎会長)

ありがとうございます。大変助かります。よろしく願います。それでは、ミネラルウォーターに関する税についての審議に入らせていただきたいと思います。この問題に関する現状ですが、今年の3月に山梨県地方税制研究会の名前で報告書が公表されております。この報告書に対しましては、ミネラルウォーターの事業者の方から反論も出されていると承知しております。そこでまず事務局の方から、本日は第1回であることも踏まえまして、これまでの報告書の概要、そしてミネラルウォーター業界からの反論の状況というのをご説明いただきまして、そのあとに、ミネラルウォーター業界の方がいらしておりますので、その立場を簡単にご紹介いただきたいと思います。

(事務局：山梨県税務課長)

税務課長の中澤です。前の方のスクリーンを使って説明いたしますので、少し移動させていただきます。

皆様のお手元には、今日の配布資料一覧を用意させていただきまして、ミネラルウォーターに関する税の報告書、報告書の要約版、山梨県の森林の現状、全国の法定外

税の制定の現状、県税のしおりを用意しておりますが、私の方からは、ミネラルウォーターに関する税の報告書の要約版をスクリーンに映しながら説明させていただき、森林整備課長の方から、森林の現状について説明させていただきたいと思っております。

このミネラルウォーターに関する税についての報告書は山梨県職員をメンバーといたします山梨県地方税制研究会が3月24日にとりまとめたものでございます。報告書をとりとめる経緯でございますけれども、平成12年4月に地方分権一括法による地方税法の改正によりまして法定外目的税の創設などの課税自主権が拡充をいたしました。それを受けまして、7月、山梨県地方税制研究会を設置いたしまして、ミネラルウォーター税等についての検討を始めたところであります。その後、14年12月にはミネラルウォーターに関する税についての中間報告を公表いたしました。その後研究を重ねまして、また、15年度から16年度にかけまして、シンポジウムを2回、県政モニターアンケート調査を2回実施いたしました。そして今年の3月24日に本報告書をとりとめましたところであります。

まず、山梨の水と森林の現状と課題ですけれども、本県の特長としましては、森林比率が全国第4位であること、水源かん養機能の維持、保全を重視しまして森林を営んできたということ、また、上流県としまして、東京、神奈川、静岡などの下流域の暮らしを潤しています。また、地下水が県民生活にとって重要な資源となっております。更にミネラルウォーターの生産量が全国一となっていることが挙げられます。しかしながら、林業の不振でありますとか高齢化の進行などによりまして、森林が荒廃しておりまして、森林の公益的機能の低下ということが問題となっております。また、森林によって育まれます豊かな地下水資源を将来にわたって安定的に利用していくためには、地下水資源の保全と適正利用を進めていくことが必要となっております。良質な地下水資源を守っていくためには、水源かん養機能を高めるための森づくりをはじめ、森づくりに関する調査や普及啓発活動、さらには、地下水の保全と適正利用を図る取り組みを行っていく必要があります。

始めに、水源かん養機能を高めるための森づくりとしては、具体的には、そこにくつつか列挙してありますけれども、溪畔林の保全・整備、あるいは、ダム上流の人工林の間伐及び植栽、あるいは、民有林の公的管理、あるいは広葉樹二次林、里山林の保全を行うことが必要であります。次に、森づくりに関する調査や普及啓発活動としては、モデル森林の造成・展示、あるいは高性能林業機械による間伐研修の実施、あるいは森林ボランティアを対象とした研修、あるいは、間伐等の森林整備が森林内の水環境に与える影響等に関する調査・研究を実施していく必要があります。三番目の地下水の保全と適正利用を図る取り組みとしては、地下水位の観測、水質の調査、地下水資源に関する総合的な調査ということで浸透や流動のメカニズムの解明、適正な揚水量の検討を行う必要があります。

次に、この良質な地下水資源を守っていくための費用負担の在り方として次の三つの手法について、比較、検討を行ったところであります。一つは受益者負担の考え方から、特別な受益を得ているものに対し、一定の負担を求めるミネラルウォーターに

関する税、二つ目は共同負担の考え方から県民が広く薄く負担する県民税均等割の超過課税、三つ目としまして、寄付金、協賛金等の税制以外の手段があります。

まず、ミネラルウォーターに関する税の考え方ですけれども、県が行う水源かん養にかかる事業、さらに、その結果育まれてきた県民共有の資産である豊かな地下水資源からは、広く一般県民や県内産業が受益を得ていますけれども、ミネラルウォーター産業につきましては、通常の受益の範囲を越えて、一般県民や他の県内産業よりも大きな特別な受益を得ていると考えられることから、特別な受益を得ている者に一定の負担を求めるものでありまして、これがミネラルウォーターに関する税の考え方があります。

次に、県民税均等割の超過課税の考え方ですけれども、森林はご承知のとおり、水源かん養機能の他、土砂災害防止機能、地球温暖化防止機能等の多面的機能を持っており、県民全体で受益を得ておりますことから、森林を保全、整備する費用は県民が広く薄く負担するという共同負担の考えが県民税均等割の超過課税の考えであります。この税の比較検討の結果、公平性の面ではいずれも公平と判断しました。また、簡素さ、徴収コスト、それから導入のメリットの面では、明確な優劣はないというように判断しました。課題といたしまして、超過課税の方にですね、下流県の住民の負担をどうするか、あるいは、県が行いました県政モニタ－アンケート調査等で超過課税には賛成よりも反対の方が多かった、そういう課題がありました。それで、地方税制研究会の結論としては、本県の特性に着目し、水源かん養機能の維持とその機能発揮のための施策を重点的に実施するならば、施策の実施により特別な受益を得る者に一定の負担を求める「ミネラルウォーターに関する税」の方が望ましい。そしてまた、寄付金、協力金などの税制措置以外の手法は補完的手法とすべきという結論に達したわけであります。

次に、ミネラルウォーター税に関する枠組みとしては、課税目的としましては、水源かん養にかかる施策に要する費用に充てることを目的とし、課税客体はミネラルウォーターとして販売することを目的とし県内で地下水を採取する行為、あるいはミネラルウォーターの原料として供給することを目的として、県内で地下水を採取する行為、の二つが課税客体として、課税客体となる行為を行う者を納税義務者としております。

次に、課税標準ですけれども、県内で採取した地下水を原料として生産したミネラルウォーターの生産量、または、ミネラルウォーターの原料として供給した場合の当該供給をした地下水の量を課税標準としまして、課税標準1ℓあたり0.5円という税率を設定しております。免税点につきましては設定をしないということで、申告納付により徴収するものであります。又、3年以上連続して所得がない事業者には、事業者の申請に基づきまして、3年以内の期間を限りまして、税の全部又は一部の徴収を猶予するというものであります。税收の規模は2億6,500万円程度の想定をいたしまして、そのうちの2分の1を市町村交付金とし交付するものであります。税收の用途としましては、県が行う水源かん養事業、それから、水源地所在市町村への交

付金に充当するものであります。5年を目途として、必要な見直しを行うものであります。

次に、導入に当たっての法的課題ということで、公平の原則、中立の原則、簡素の原則という租税の三原則に照らしてどうかということではありますが、まず、公平の原則でありますけれども、公平の原則というのは、様々な状況にある人々が負担能力に応じて分かち合うということではありますが、採取した水を販売して利益を得るような事業活動は、他の事業活動とは異なりまして、通常の受益の範囲を越えた特別な受益を得ていると考えられる、受益者負担の考え方から一定の負担を求めるのは課税の公平性に反するものではないというものであります。中立の原則は、税制が個人や企業の経済活動における自由を出来るだけ阻害しないようにすることということですが、ミネラルウォーターに関する税につきましては、1ℓあたり0.5円ということ想定しておりますので、税の小売価格に占める割合は、1%以下ということで、個人や企業の自由な選択を阻害したり、経済活動に対して歪みを与えるといった影響は非常に小さいものと考えられますので、中立の原則に反するということはないと考えております。次に、簡素の原則ですけれども、税制は、納税者が理解しやすいようなものにすることですが、この税は、1ℓあたり0.5円の一定税率ということ、さらに申告納付という方法により徴収するということですから、税制の仕組みとしては、非常に簡素であると考えております。

次に、法定外目的税の不同意事由との関係ということですがけれども、法定外目的税を創設するに際しましては、地方税法第731条によりまして、総務大臣の同意が必要であります。そこに、三つありますけれども、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、国の経済施策に照らして適当でないこと、こういうことに該当しますと国の方で不同意にされてしまうということではありますが、ミネラルウォーターに関する税につきましては、いずれにも該当しないと考えております。

次に、県政モニターによるアンケート調査の概要でありますけれども、平成15年9月24日から10月7日にかけて、県政モニター465人を対象に第1回のアンケート調査を行いまして、418人から回答をいただきました。ミネラルウォーター税の導入についてという問いに対して、賛成である、あるいは税負担の程度にもよるが賛成である、これを含めまして、63%の方が賛成をしました。反対は17%ありました。次に、第2回の県政モニターアンケート調査ですがけれども、平成16年の12月3日から12月28日かけて県政モニター472人を対象に369人の方から回答をもらいました。山梨の水と森林を守るための費用負担の在り方についてという問いでありますけれども、新税の導入が望ましいと答えた方が、40.9%、基金の創設でよろしいとする方が32.5%、企業などの自主的な費用の協力金がいいという方が16.0%でした。次に、ミネラルウォーター税(仮称)導入の問いに、賛成である、あるいは、税負担の程度にもよるが賛成であるは、合わせまして55.8%の方が賛成であります。反対は、23.8%でした。

県民税均等割上乘せ課税の導入についての問いには、賛成である、税負担の程度にもよるが賛成であるを含めまして、賛成が合わせて42%、反対が45%でありました。

次に、ミネラルウォーター業界からの反対意見等ということで、これまでの過去の経緯ですが、平成14年の12月3日、県のミネラルウォーター協議会からミネラルウォーター税の新設についての質問項目が提出されまして、そのうち何回かやり取りをしています。最近では、平成17年3月に、県が報告書を公表しまして、その後、4月8日、4月22日と2回に亘りましてミネラルウォーター協議会から意見書が提出されております。

まず、報告書を出す前の3月24日までのミネラルウォーター業界の主な意見と県の回答です。業界の主張は大きく三つありまして、課税の公平性、担税力、税収の用途の三つであります。字が小さくて、見づらくて恐縮ですが、私の方で読ませていただきたいですが、課税の公平性ですけれども、業界の意見とすれば、水源かん養機能というのは、森林の多様な機能の一つに過ぎない、県が行う水源かん養にかかる事業や豊かな地下水源からは、広く県民、県内産業全体が受益を得ているのであって、ミネラルウォーター事業者のみが特別な受益を得ているとは言えないという主張であります。又、地下水の2%しかミネラルウォーター産業は使っていない。それなのに、残りの98%を占める他の産業に負担を求めない。これはミネラルウォーター産業のみを狙い撃ちにした課税である。また、全国の森林関連の税制におきましては、高知県や岡山県などで超過課税といいますが、薄く広く負担する方法を採用している。ミネラルウォーター税は、取りやすい所から取る安易な狙い撃ち課税である、とこういう意見がございまして、県はそれに対しまして、ミネラルウォーター産業は本県の豊かな森林によって育まれました地下水源から採取した水そのものを製品として販売していることから、一般県民だとか他の県内産業に比べまして、県が行う水源かん養にかかる事業や豊かな地下水源から特別な受益を得ている。そういう特別な受益を得ているミネラルウォーター産業に負担を求める事は、課税の公平性には反しないと回答しております。又、本税は地下水の採取の抑制を目的とするものではない。採取量が多いから課税をするものではない。特別な受益を得ているから課税をするというものです。又、本県には他県と違う特別な受益を得ていると考えられるミネラルウォーター産業があり、まずその産業に費用の一部を負担してもらうことは課税の公平性には反しない。それから、徴収方法は申告納付であって、それから考えれば、この産業が他の産業に比べ、課税標準の把握が特に容易ということではない、というように回答しております。

次に、担税力でありますけれども、業界の意見ですが、ミネラルウォーター産業は国内外の競争が激化しておりまして、市場価格は20ボトルで110円から160円となっている。これに0.5円から1円課税された場合には、事業者の経営に深刻な影響を与える。又、大手販売業者からのOEM受託生産を行っている業者は、課税分を転嫁出来ない、ということでありまして、それに対する県の回答ですけれども、ミネラ

ルウォーター税の税率は、1ℓ当たり0.5円から1円の範囲で設定するとしておりますけれども、通常ミネラルウォーターの小売価格は、2ℓペットボトル小売物価統計からは180円から236円となっております。小売価格に占める税率は1%以下と低率である、というように答えております。又、ミネラルウォーター事業者の利益は、1ℓ当たり5円、2ℓ容器の場合ですけれども、そういうふうに算出されておまして、0.5円から1円という税率は、利益の10%から20%である。それは、事業者の過大な負担とはならないということでもあります。

次に、税収の使途でありますけれども、業界の意見として、税収の使途として県は人工林の適切な保育事業と長伐期施業林への誘導を挙げているが、これは森林経営者の受益であってミネラルウォーター事業者の受益ではない。また、新たな特別な財政需要ではない、と反論しております。それに対しまして、県は、税収は課税目的に従い森林整備事業等の水源かん養にかかる事業に充当し、当該事業の一層の充実を図るとしております。具体的には、県が実施する新たな森林整備事業等に税収の2分の1をあて、他の2分の1は水源の市町村が行う水源かん養のための事業にあてるために市町村交付金として支出をするものであります。又、森林整備事業の充実によりまして、ミネラルウォーター産業にとっては商品である水の安定的な供給や商品価値の向上につながって、税負担に足る十分な受益があると考えています。

次に、3月24日に、県が出しました報告書に対して、4月8日、22日に反対意見がありましたが、4月8日に意見が出されたところをまとめてみますと、まず、業界の意見としては、検討手続過程に不当性がある。ミネラルウォーター税を必要とする財政需要が存在しない。矛盾した特別な受益論ということでもあります。

まず、検討手続過程の不当性の第一として、実質的な協議を行わず十分な手続きをとることがないまま、はじめにミネラルウォーター税ありきの検討を続けている、という主張であります。これは業界と県が、実質的な協議を軽視し、又回避しようとしている。あるいはシンポジウム等のイベントの開催回数が他県に比べ少ない、ということで、適切な手続きを経ていないのではないかと。それから、県の地方税制研究会は、内部的な組織で第三者が入っていないのではないかと、そういう諸々で総合的大局的な検討はされていないということでもあります。もうひとつの検討手続過程の不当性のところですが、県民税均等割の超過課税、寄付金という方策案の一定の比較を行ったかのように記載し、ミネラルウォーター税が望ましいと結論付けていますけれども、当該比較検討は不十分で恣意的なものであるということでもあります。中身としては、一部の事業者が税を負担するのみで県民の環境保全意識の向上が図れるはずがない。県民全体で税を負担する県民税超過課税の方がより高い啓蒙効果を期待出来る。あるいは、県民税超過課税方式を導入予定の県には、本県と同じような下流域のある内陸県も含まれていると、そういうようなことでもあります。

次に、ミネラルウォーター税を必要とする財政需要が存在しないということですが、ダム上流の間伐、里山林の保全、民間が主催する森林環境教育、体験林業教室の支援などの施策は、ミネラルウォーター産業と直接には関係のない事業ではない

か。又、森林整備事業の施行地区とミネラルウォーターの水源地域が相関しない、受益と負担が不一致ではないか、とこういうことであります。

三番目としましては、矛盾した特別な受益論ということですが、ミネラルウォーター産業が地下水から特別な受益を得ているとして、一方で県民全体も地下水から受益を得ていると主張している。また、受益の評価基準がないとしながら、特別な受益があるというふうに言っている。また、IT産業は、飲料製造業の2倍に相当する量の地下水を揚水しており、ミネラルウォーター産業が特別な受益を得ているとは言えない。

主な争点はこれでございます。以下、地下水の関係の資料がついてございますが、時間の関係上あとで見たいと思います。以上で私の方からの報告書の概要、事業者の反対意見等の説明を終わります。

(岩崎会長)

続きまして山梨県の森林の状況についてご説明をお願いします。

(事務局：山梨県森林整備課長)

森林整備課長の石原です。私の方からは、山梨県の森林の現況についてご説明させていただきます。パソコンの操作もございまして、座って説明させていただきます。本日説明させていただきますのは、県の森林の現況、森林を取り巻く課題、森林整備についてです。

山梨県の森林面積は、34万8,000haで、県土に占めます森林の割合は78%で、全国平均67%よりも10ポイント以上高い森林県になっています。所有形態としましては、全国的には県有林の割合というのは、5%程度なのですが、山梨県の場合ですと約半分が県有林となっています。その一方で全国では3割を占める国有林が1%というふうになっています。県有林の占める割合が著しく高いです。又、森林の人工林、天然林の割合は、人工林が44%と全国の人口林の割合より若干上回っています。ただこの後説明しますが、自然公園などの制限林がわが県は多くてですね、それから考えますと、人工林の割合は高いといえると思います。樹種別の割合ですけれども、カラマツ、ヒノキ、アカマツ、スギの順に多くなっています。全国的な傾向で見ますと、スギが一番を占めまして、大体44%くらいを占めているのですが、スギが少なくカラマツ、アカマツが占める割合が多いという状況になっています。又、森林植生ですが、八ヶ岳、南アルプス、富士山の山岳を抱えまして、標高の幅が大変広いです。そういうことからして、植生の幅も広く暖帯のタブ・カシから、寒帯のハイマツまで幅広い植生が分布しております。そして、制限林の関係ですけれども、我が県では保安林、自然公園の割合が高くなっております。保安林につきましては、57%と全国41%と比べると多くなっている。この保安林のうち、82%が水源かん養保安林となっています。国立公園、国定公園、県立公園などの自然公園につきましても、県土面積の27%を占めている。これは全国の14%の倍近くになっています。

次に、森林を取り巻く課題についてご説明させていただきます。これは平成15年の3月に行った県政モニタ - アンケ - トの結果です。これによりますと、水資源を蓄える働き、地球温暖化防止に貢献する働き、山崩れ等の災害を防止する働き、この3つが、これが複数回答ですが、半数以上の方が森林に期待する働きとしまして、他の働きをかなり引き離している。ちなみに、木材を生産する働きはこの6番のところにして、16%となっています。これは国で調査を行っているものですが、平成15年の一番直近なものを見ますと、災害の防止、地球温暖化防止、水源かん養、という先ほど山梨県でも高い支持を受けた働き、これが高い位置を持っている。ただ、山梨県と異なるのは、全国では災害防止が一番に来て、三番目に水資源かん養がきていると。山梨は先ほどお見せしましたように、水資源が一番、三番目に山崩れ等の災害防止の働きとなっています。それと、全国的な調査では一番古い昭和55年の調査によりますと、木材生産の働きに期待するというのが二番目に来ていますが、最近では一番下にきているという状況です。

次に、水を蓄える仕組みですけれども、これは水の浸透度の違いを裸地、草地、森林の別に比較したデ - タになっています。森林は裸地の3倍以上の浸透度がございませう。これは森林に水を蓄える土壌中の孔隙、つまり穴、隙間が多いということからこういうことがでております。では、何故そういうような水源かん養の高い土壌を作るかといいますと、健全な森林では健康な樹木が多くの落葉、落枝・ ・ ・ 枝や葉っぱを落とします。落としました新鮮な有機物を土中の小動物が分解し、その分解作用によって、残留構造といいまして、水を蓄えるような隙間がたくさんある土を作ります。また、健全な樹木は、しっかりした根を発達させますので、根を発達させることによって、更に隙間ができて、水を蓄える空間が多くなるということが伺えます。また、その一方で健全な森林では適度な日の光が地面に入りますと、ここに下層植生、(つまり)草が生えてきます。又、葉っぱや枝が落ちた物が土壌を被覆しますので、これらによる雨の浸食を防止したり、土壌に空いてる穴の目詰まりを防止するということが森林の土壌というのは水をしっかりと蓄えるということになります。裸地では、雨が降った時に表面に傾斜がついている場合は、表面をどんどん流れていく。森林においては、表面で止まる。止まった水が土中にしみ込みで、その隙間に入ってゆっくりゆっくり浸透、中間流として流出するということになります。

今、水源かん養の話をしました。森林の多面的機能を評価するとどうなるかということを試算したものです。これは、平成13年に日本学術会議がとりまとめた報告書の数字ですが、それによると全国の森林の貨幣換算評価は年間で67兆円あまりと。これを山梨県に置き換えると、9,224億円(年間)。内訳は、二酸化炭素の吸収が200億円あまり、表面浸食防止、表面崩壊防止、これは土砂の流出防止の関係ですが、これがそれぞれ4,000億円、1,000億円あまりとなっています。又、洪水緩和が600億円あまり。水資源の貯留、先ほど水資源のかん養と言ったものですが、それと水質浄化、これを水資源かん養と言いますけれども、これを両方合わせて2,800億円あまりという試算になっております。このように、公益的機能を森

林は持っているのですが、近年、森林の荒廃による機能低下が危惧されております。これまで林業生産活動を通じて人工林を健全に維持して、森林の公益的機能の高度発揮がなされてきたわけでありまして、木材価格の低迷により林業生産活動が停滞し、手入れの遅れた森林が増加してきたということが背景にあります。これはそのデータです。平成15年度の伐採量は、昭和40年度の17%になっている。又、林業労働者数につきましても、昭和35年度と平成12年を比べると13%までに落ち込んでいる。又、木材価格については平成15年と昭和56年を比べた場合、53%、その一方で、労働賃金は平成14年と昭和58年を比べると131%となっている。このようなことから、林家の所得もでこぼこはございますけれども減少してまいりまして、平成14年の林家の年間林業所得は平成元年の31%まで落ちこんでおります。このように、林業生産活動が大変厳しくなっていることは、高齢級の人工林が増えている。36年生以上の人工林が5割を越えているということもございます。元々木を植えた時にはスギなどでは40年を標準伐木齢、木を切る年齢として設定していたけれども、伐採しても収益が上がらないという状況で、再造林も出来ないということで、切らない林家が増えている。森林の状態を維持するという点では公益的機能にもプラスになる点もありますが、結果的に手入れ不足の森林が増加しまして公益的機能の低下が懸念される状況であります。又、規模の小さい森林所有者あるいは不在村所有者、都会の方に出て行った方々が持っているような森林のことですけれども、こういうものがあることも森林整備が遅れている一因となっております。

次に、山梨県の森林整備の取り組みについて、ご説明します。県では公益的機能を高めることを中心に森林の整備をする施策に取り組んでいます。森林は目的によって大きく三つに分けて、それぞれの目的を達成するように扱っています。一つは県土の保全、水資源のかん養機能の発揮のための整備を行う、水と土壌を保全する森林。二つ目は森林の生態系、生活環境の保全、森林空間利用を目的とした森林整備を行う、森林と人が共生する森林。三つ目としましては、効率的、持続的木材生産を目的とした整備を行う木材資源を循環利用する森林。この三つに分けています。それぞれ水と土壌を保全するが62%、森林と人が共生するが17%、木材資源を循環利用する森林が21%と区分けして整理しています。これは山梨県にそれを落としたマップになっています。水と土壌を保全する森林につきましても、先ほど健全な森林、水源かん養の機能を高度に発揮する森林というところでお話しましたが、下層植生の成育がしっかりあって、落葉落枝が十分に供給されて分解が進むようになっている。樹木の根の発達も良い、というような土壌中の隙間が発達した保水能力に優れた森林を作っております。この取り組みをするには、特に森林の保育をしっかりしていくということで、間伐等の適切な実施を行っています。次に、森林と人が共生する森林は二つに分けていまして、一つは原生的な自然環境を構成し学術的に貴重な動植物の生息、成育に適した森林ということで、学術参考林の指定などをして健全な森林として守っています。もう一つは、自然との触れ合いの場として適切に管理されいわゆるレクリエーションに活用する森林。県内では森林文化の森を設定した県立公園を含む県内15箇

所に県民の憩いの場を提供しています。三つ目に木材資源を循環利用する森林ですが、これが今までの林業生産活動をしている森林です。これは川上の森林整備だけでなく、川下対策として県産材の流通拠点の整備も行っています。このような事業、造林事業、それ以外に保安林に指定しているものについては、保安林の整備事業、この様な国の施策も最大限活用した事業展開を行って森林整備に取り組んでいます。しかしながら、最近では財政事情が厳しくなっていて、県予算、国の予算も下降の一途を辿っている。平成17年度の当初予算については平成10年度の65%という状況になっています。限られた予算を有効に活用するということで、特に森林の公益的機能を発揮させる為に間伐等の整備事業を積極的に展開しています。先ほどお話ししたとおり、間伐を進めることにより林内の植生を増やしたり、上木の成長を促すということをやったり、森林内の土壌を豊かにする事業をしています。これがうまく進まないと、土壌が浸食されまして、根があらわれるという状況になってしまいます。ここまでになってしまうと、先ほど言った隙間の多い土も流されている状態で、これを元に戻すにはかなりの年数がかかる。手入れが行き届いてますと、下層植生も豊かになりまして、表面流の少ない浸透水の多い健全な公益的機能を発揮する森林になってまいります。この様な森林を作っていく為に具体的な取り組みとしまして、山梨県では間伐等推進計画という三カ年計画を作りまして、集中的に間伐事業を推進計画し実行に移しています。今後とも森林整備事業への積極的な取り組みをしまして、健全な森林を育成して、水源かん養等の森林の公益的機能の維持、増進に努めてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

(岩崎会長)

どうもありがとうございました。ただ今事務局の方からミネラルウォーターに関する税の新税の構想についての概要と新税を必要とする山梨県の森林の状況についてご説明をいただきました。これから審議を始めたいと思いますが、まず、最初に先ほどの事務局側からのご説明にありますように、新税構想に対しては、ミネラルウォーター業界側の反論が提起されているということがございましたので、委員の中で業界代表として入っておられる方の中から、先ほどのご説明で真実に齟齬がないかということを中心に説明していただきたいと思っております。ただ、最初にはお願いがありますが、先ほど事務局からご説明がありましたのは、課税庁側からの真実のご説明ということでしたが、これから納税義務者からの意見を両方いただきますと、十分な審議に要する時間が取れなくなりますので、業界側のご意見は次回にもう一回別に時間を取らせてまいりますので、そちらで十分にご説明いただきたいと思います。本日のところは、先ほどの事務局側からのご説明で出てまいりました、意見の対立する部分についてのご説明を、簡潔にご説明いただければありがたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

(田口委員)

では簡潔にと言うことで話をさせていただきますが、そもそもこの中間報告以降、私ども何度か書面、面談、及びシンポジウムをしておりますが、終始ミネラルウォーター税ありきの最終報告になっています。私ども民間企業は、コスト削減のために業務改革とか含めまして、血の滲む経営努力をしております。その中で賢明なる県税務課、税制研究会の方が、本気でこんなことを考えてるのだろうか、又、税金というものを一体どのように思っているのか、金が足りないから新しい税金を取りやすい所から取ろうという内容が、報告書の行間から垣間見えて出ています。細かい県の説明に対する反論はミネラルウォーター協会の白旗委員からしてもらおうとしまして、私ども山梨県ミネラルウォーター協議会としての問題点というか根源的な疑問は二点あります。

まず、一点は、中間報告が出る時に、森林環境保全への大局的、戦略的な思考が全く欠けていると言う中で出ているということが一点。二点目は、私ども中小企業の育成に尽くすべき県が、それとはまったく逆なことをしている。これは日頃、県知事が地場産業育成に尽力を尽くすと、努力をすると言っていますが、空々しく聞こえてなりません。この二点が私どもは本当にこの税の根幹を成すものだろうと考えております。細かいことは別の機会にいたしますが、この委員会でミネラルウォーター税の是非の議論でなく、県の他の部署がすでに検討を始めておりますが、山梨県の環境保全の大局的検討、その費用負担の在り方についての議論からスタートしていただければ、この議論の中で私どもミネラルウォーター業界が果たす役割もおのずから決まってくると思っています。以上です。

(白旗委員)

日本ミネラルウォーター協会の白旗でございます。先程、県側からの説明の中での反論と言いましょか、発言させていただきます。まず、お手元の資料の説明をさせていただきます。次回改めて機会を与えていただけるということで、まず、さわりだけと考えております。

まず、われわれのポイントだけをこの黄色の資料でお示ししてあります。その次の円グラフであります。山梨県での地下水のありよう、産業用地下水のありようについての数字でございます。先程県は2%とおっしゃいましたけれども、県の最新の、いただいた資料によりますと、私どもは1.3%ということだと思っています。次の資料は、他県の森林環境税の検討状況の表です。それから、その後ろ2枚は、基本データでございます。それから、もう一つ、厚いので恐縮ですが、これは良くお読みいただきたいのですが、山梨県が出した3月24日の報告書に対する我々の詳細な反論書です。是非、ご一読いただきたいと思っております。それから、もう一つ、県民の意見を聞きましたと県はおっしゃってますけれども、そのアンケート調査結果です。県のホームページから出しましたけれども、これも項目の立て方等々ご一読いただきたいと思っております。非常に恣意的、誘導的だと我々は感じております。情報提供もこれだけで、行政としての情報開示というものがどこへ行ってしまったんだろうと思っている。非

常に偏った情報だけで情報提供がされていると我々は感じております。最後にブルーの小冊子ですけれども、この問題が出来上がった発端は平成14年の11月ですが、翌年の3月に我々が最初に意見書としてまとめたものでございます。以来、ずっと県にいろいろ言ってきましたけれども、古くて新しいというか我々の主張を押さえておりますので、ご覧ください。

かいつまんで、最初の黄色のページでご説明します。まず、ミネラルウォーター産業だけが課税されるということに不公平だと我々は思っています。先程も県が説明されましたけれども、森林、地下水からは県民、県内企業が様々な形で受益を得ている。一つの例ですが、県内の水道の7割近くが地下水で構成されているという事実もご認識いただきたい。それから我々ミネラルウォーター産業が採取している量は全工業用に限って1.3%。全体で言うと0.3%です。残りの98.7%はどうしたらいいかというように、疑問を呈しているが、県からは何も答えがありません。我々だけが受益を受けている訳ではありません。先ほど、飲料業界は、IT産業は2倍とおっしゃっていましたが、ミネラルウォーター業界に限ったならば、IT産業は比率が20数倍になります。これを落としているんだと思います。それから、もう一つ受益を図る基準が無いということも県は認めつつ、特別な受益があるとしているが、特別な受益という定義が非常に曖昧でして、水そのものを商品として交換しているという答えがありますけれども、定義があいまいなもので分析している。定義がないということと同じではないか。先ほど、ミネラル産業が儲かっている様な説明で小売価格236円で比べてみて、税率が低いということも小売物価統計調査の項目でおっしゃっていますけれども、小売物価統計調査では、一週間以内の特売価格は除くという項目があります。ですから、実際を示していない。我々はいつも110円から160円と申していますが、皆様もスーパーでお買いになるときに、100円前後で目にされたことがあるかもしれませんが、実勢価格は236円ではありません。それを今一度ご認識いただきたい。

それから、もう一つ、ミネラルウォーター税の導入には根拠がないということです。我々ミネラルウォーター産業と無関係な業務、施策に税収を使う。里山林の保全とか水源のダム上流の水源域の間伐だとか、林業体験教室、民有林の道路の整備、はたまた2分の1は市町村の交付金として出す。交付金の受け皿は一般財源であります。法定外目的税は、受益と負担の因果関係が明確でなければならないということが大原則であります。ミネラルウォーター業界と関係のない事業が行われると明言している。受益と負担という因果関係という原則はどこへ行ってしまったのかと思う。

もう一つ、三番目の太字でございますけれども、他県では森林環境税が広く薄く課税する方式で検討されている。これが全国的に主流となっています。この辺の情報公開について、言葉だけはできますが、この背景、主流になっている情報等を県民に一切開示されることなくアンケート調査が行われることが遺憾に思っています。それからもう一つ、検討プロセスが不当ということ。シンポジウム、講演会をおやりになりましたが、合計3回開催されましたが、参加者は一回につき大体160名から17

0名参加されていますが、これは、県及び市町村の職員が大半であります。聞くところによると、動員令が出されたようですが。10名前後の県の方、10名前後の業界、その他大多数は市町村の職員、これがシンポジウム2回、講演会1回、このようであります。これで県民の意見を聞いたといえるのでしょうか。

それから、先ほど申し上げましたけれども、県民アンケート調査、非常に恣意的、誘導的であります。県民税均等割超過課税方式についての問いが少ない。その中で、資料を見ていただければ分かりますが、第2回目でしょうか、県民税均等割超過課税方式について賛否を問うているところがありますが、企業でなく自分で金を払う事について42%の方が賛成をしているという事実。反対をしている人は45%ですが、賛成している人が42%いるという事実に着目してほしいです。

あとで、細かい反論の機会を与えてくれるということで、この辺でやめたいと思っているが、最後に一つ申し上げたいのは、先ほど森林整備課長さんがいろいろ説明していただきましたけれども、お話を聞いている限りでは、この検討会は、ミネラルウォーター税の検討会ではなくて、森林整備費用の負担のあり方について、どう考えるのかという方が正しいのではないかという強い感じを受けました。森林のもつ多面的な機能、そこから受ける多様な受益のあり方について、県から説明がありました、まさしくそうでしょう。我々も森林環境から恩恵を受けていることは間違いはありませんけれども、なぜ、ミネラルウォーター事業者だけなのか、非常に疑問である。

最後に一つだけ、先ほど森林のもつ機能で、土壌が保留機能を持つということで、これは私も学校で勉強しましたけれども、我々ミネラルウォーター業界が取水しているのは、50mだとか150mだとか、非常に深いところから水をくみ上げております。一般的にいうと、地質学的に言うと10mか15mか、場所によって違うのでしようけれども、表層土壌の下に通常は粘土層がありまして、それは水を通さないそうです。ですから、表層に森林に降った水がどうやって地下まで達するか、これは学説的には不明であります。なので、是非、機会があれば地質とか水文学の先生に意見を聞いて頂きたい。幸いに山梨大学の工学部には水文学の世界的権威の方がいるので、是非意見を聞いて頂きたい。細かい反論は次回にします。ありがとうございました。

(岩崎会長)

これまでの所で事務局から課税庁側の理由をご説明頂きまして対して、これに対しまして納税者側となりますが、ミネラルウォーター業界からのご意見を頂きました。本日のところでは時間をはしょってしまいましたので、それは次回ということで。

今日の審議では事務局からのご説明がありましたミネラルウォーター税と言う新しい新税の構想について委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。そこで、最初はどなたでもご意見のある方からご自由に発言を頂ければ有り難いと思っております。いかがでしょうか。差し支えなければこちらから指名させて頂きたいと思っております。あいうえお順で恐縮ですが、青木先生よろしく申し上げます。

(青木委員)

では、露払いということで、私からさせていただきます。私も色々な税に関わってきました。お隣の太平洋側で、議会でもめているあそこで、水源かん養税に2,3年、県民集会とかテレビとかに引っ張りだされて、いろいろやり、おおよそ全国の状況も含め水に係る法定外税もしくは県民税上乘せの議論はほとんど理解をしているつもりです。今日、初めてで、慣れていないものでとんでもないことを言うかもしれませんが、まず、最初にきて、びっくりしたのが、ここに置いている水が山梨県の水でないこと。普通はこういう場外乱闘でやることはよくあって、昔は銀行業界に呼ばれて大変なときがありましたが、オープンにこういう場で、納税者と課税側が意見を交わすのは非常に有益なのか大変なのかよく分かりませんが、珍しい試みだろうと思います。これだけメディアの方がいらっしゃいますので、是非正しいことを伝えていただきたい。

それで、話を、水源かん養税、水資源環境税どちらでも構いませんけれども、それについては私も隣の県での経験を踏まえて、「ぎょうせい」から出ている「税」という雑誌に何年か前に書いているので、次回、もし良ければ、資料としてコピーして使っていただいても構いません。通常は環境税というと、ゴミを捨てた人とか、あるいは、自動車に乗って大気汚染をする人など汚染者にかかるわけですね。これが環境税の通説的な税になる。ところが、水の場合は誰が原因者なのかよく分からない。同時に、山に住んでいる人達に税金をかけられるか。利用しているのは都市の人。ということで、普通の環境税とまるで逆な事が出てくる。これが利用者負担の環境税と言うか利用者負担による水源保全の考えになる。利用者負担ということはいいいとして、それをどういう形で負担するか。ここで、最も簡単で理論無しなのは、県民税の上乗せ。今日本全国で検討が進められているが、私ははっきり言ってこの課税のやり方に反対している。何の為に取られているか分からない。単なる超過課税になり、しかも税の使い道が目的税ではないから森林に限るのもなかなか難しい。広く薄くというのは、我々の世代には耳にやさしいのかもしれないけど、はっきり言って税の理屈としては私はおかしいと思っています。やっぱり水を使う量に応じて課税するのが適当である。そこからいきますと、今、白幡、田口両委員から言われた、どのくらいミネラルウォーター業界が使用しているのだという話になるのだろうかと思います。ただ、まだ、慣れていませんので、何が正しいのか分かりませんので判断できませんが、基本的には、使用量に応じて課税するというのが水については妥当ではないだろうか。そういう場合には、全員にかけて、じゃあ少量の人はどうするのか、あるいは自分で井戸水を掘って使っている人はどうするのかとなるが、そういう人については、少量の人は控除するのか免税扱いするという方法がある。私が申し上げたいのは、利用者負担というからには、使う量に応じて課税する、仮にミネラルウォーター業界が多いということであれば、先ほどであれば、ITも多いということでしたが、もしも多いのであれば、やはりそれは税を負担する根拠はある、量に応じて負担するという根拠はあるというふうに私は考えております。

もう一つの税の形態として、資源利用税と申しますか、他の県、あるいは、他のコミュニティに対する天然資源の移出という事に対する税というのは考えられる。例えば、フランスでは、私もフランスの水を飲んでいますが、あそこはやはり徹底しておりまして、とにかくそのコミュニティでは農薬は使わせない、危険物質は使用禁止である、そうでなければ水を守れない。それでほとんど全ての産業、一番大きな産業がミネラルウォーター産業ですが、当然、産業もそれを守るために負担をする。その代わりに農民に対しても農薬の使用を禁止して、その見返りに補助金もきちんと出す。というような形でやっているのです。これは普通に考えるとあまり目的税的な考えはしなくてすむと私は思います。単にコミュニティの中で天然資源をたくさん使っている。しかもこれを使って、他の国に輸出までして儲けている。これは当然天然資源を使用する利用料、手数料的な考え方で負担をしても全然おかしくないと思っている。これもどのくらい使用する量があるのかということによるんだろうと思います。他の人もお水を使っているけれども、他の人よりも圧倒的に多くて、かつそれで儲けている場合は、私はそれで税収の目的面を問わずに、やはり利用料という形で取っても、取ってもというのは課税をしてもという意味ですが、おかしくないというように見えています。

(岩崎会長)

ありがとうございます。青木委員からの発言についてご意見がある方、今関連していかがでしょうか。

(白旗委員)

フランスの例を発言されましたが、おっしゃられたとおりでありまして、私の考えは、受益と負担の因果関係がはっきりしている、課税の方式だなというふうに思っている。ですから、今の山梨県の考えているミネラルウォーター税とはいささか趣が異なるではないかと思っています。

(青木委員)

誤解があるかも知れません。二種類の税金の話をしました。前者は受益と負担、この言葉の使い方に気を付ける必要がありますが、納税する負担とその税収という形でも構いませんが、これが結びついた考え方が一番目。これが水資源にかかる環境税という考え方です。二番目は、むしろ用途とか目的とかを突き詰めて考えずに、単にたくさんそこにある資源を他の人より圧倒的に使っているじゃないか。だったら、それを使って儲けているのなら、税金として、これは目的税ではなくて、特定財源ではなくて、一般財源として税を負担すべきであると。というのは、私は税としては間違いではないと思っています。

(岩崎会長)

ありがとうございます。同じく水関連業界から委員として出ている植松委員いかがでしょうか。

(植松委員)

私は、山梨県で育ったという立場と2年前までアサヒ飲料の社長をやっていた立場と両方あるのですが、山梨県ではサントリ - さんのやっている白州町の隣の長坂町という釜無川の上の方で育ったので、白州の水がどんなに素晴らしいか良く分かっているのです。小学校の2年、3年の頃、よく遠足にいくとき、白州町方面にいくときは、水筒を持っていかなくてもいいよ、小川の水を四つんばいになって飲めばいいんだからと、こういうふうに先生が昔から言われているくらい素晴らしいのですね。そういうことから申しますと、甲府でいえば、湯村温泉もずいぶん枯れてしまって、その跡が石碑で建っていますね。そういうことを考えますと、素晴らしい水が、地下水一般ではなくて、そのまま飲めるミネラルウォーターが将来にわたって、ずっと再生産されていくだろうか。よもや、10年や20年で枯れてしまう心配はないのだろうか。率直に不安に思うわけです。県では今回のミネラルウォーター税が抑制するものではないというふうにはっきり書いてありますが、それはそれで考え方だと思うが、県民の大切な財産だと思うので、それがきちっと再生産されて行くような森林保護の仕事はしなければいけません。片方で全国の3割もの需要を賄う程、あそこで大切な県民の財産がどんどん流出していくことについて、どう考えたらいいかと言う点で大変不安に思っているのです。これは、今、立場は関係ありませんが、3年前までのミネラルウォーターのことを考えると、それは九州の果てまで、南アルプスの水がということで、山梨県のPRには随分となったと思いますし、それなりの努力は業者がみんなしているわけで、それについてはいいのですが。片方では、テレビでどんどん広告をする、先ほど白簾さんからも話がありましたけれど、真夏の最盛期に大変な価格競争をして、これでは儲からないなんじゃないかということで、実は私の所は富士山の向こうに工場を持っているのですが、ミネラルウォーターを売るのはしばらくやめると、赤字まで出して売ることはないとやめた経緯がある。最近復活したようですし、最近広告についても、南アルプスの水を全国にではなくて、それぞれの地域で名水を開発して、コストその他削減を図りながら、やるという方向に向かっていきますから、好ましいことだと思っていますし、価格競争についても、かつてよりは程々の状況になってきたので、それはそれで好ましい状況だと思っていますが。やはり絶えず県民の財産が全国にかなり広範に大量にまかれるという事により将来失われることがあったら大変だなという不安が片一方ではあります。山梨県民としての、山梨県にゆかりのある者としての一つの不安であります。

もう一つは、ミネラルウォーターに関しての法定外目的税ということですが、片方で、どうしても消そうと思っても消えないのは、地方分権、地方自治をこれからどんどん進めていく中で、国の方針もいま一つはっきりしませんが、現在地方が抱えている膨大な赤字を解消する方向でいろいろなことを考えなくてははいけない。あるいは財

政基盤の強化を図っていかなくてはならない。そういうことを考えますと、単にミネラルウォーターだけ、こういった一つ一つのことを個別に議論して果たしていいのだろうか。時期の早い遅いの問題もあるが、もうちょっと視野を広く、財政再建、財政基盤の強化と言う観点から幅広く考え、その中で環境の問題も出てくるでしょうし、その他の問題も出てくると思います。その中で、この問題、他の問題はどのようにして財政再建、基盤強化のために課税していくんだと。であれば、地下水、ミネラルウォーターについてはどうなんだと、こういう全貌があらあら見える中でこの問題についても取り組む必要があると考えております。ミネラルウォーター税だけに限っていいいますと、そこそこ必要条件是満たしているような気がしないでもないが、だからといって、文学的な表現になるが、十分条件には程遠い状況ではないかと、こういう感想を今のところは持っています。

(岩崎会長)

ありがとうございます。水は非常に重要だと言うご意見ですが、水を守るためには森林整備が必要だと言うご説明が事務局からありましたので、大橋委員、森林の観点からご意見いただけますでしょうか。

(大橋委員)

大橋でございます。直接、ミネラルウォーター税についての意見を差し控えたいと思います。実は、私、大学及び大学院を出て、15年間山梨県にお世話になりました。その後、東大の演習林に同じく15年間お世話になりました。東京大学は、全国7箇所約3万2,000haの森林を持っています、特に北海道には約2万3,000ha森林を持ち、その責任者を一昨年までやっていました。いろんな面で、東京大学は、国立大学は法人化になって大変ですが、それ以前から大変は大変でしたが、それなりに恵まれており、人的にも資金的にも恵まれておまして、北海道の富良野にある森林は日本一、あるいは東洋一の美林と言われております。それで木材生産もやりながら森林の公益機能も発揮しているというふうに評価もうけている。あるいは埼玉県の大滝村、現在は秩父市になったんでしょうか、そこにも、約6,000haの荒川の源流の森林も所有しておりますし、愛知万博が行われている瀬戸市にも、1,000haの、70,80年前に、はげ山だった森林ですが、今は立派な森林に復元する、そういう壮大な計画をして、緑豊かな森林にも復元されております。そういう7カ所の演習林を持っています。したがって山梨県の経験と東大の演習林の経験を照らし合わせて、森林には、当たり前といえば当たり前だが、人とお金をかければ非常に立派になって、木材生産も、森林の公益的機能も発揮出来る。当たり前といえば当たり前だが、そういう結論を持っています。先ほど、白簾委員からありましたように、確かに森林の公益的機能、あるいは、水質を浄化する機能、それから、地下水は何処から出てくるのかについての科学的な根拠については、実は我々森林に関する科学者についてもなかなか本当の意味での結論は出ていない。これは事実であります。私どもの

同僚が、昨年愛知演習林でシンポジウムを行った一番最近の「緑のダム」と言う本がありますが、この中で本当の意味での森林の公益的機能がどんなメカニズムでどこまで世界的に明らかになったかについても完全な意味での結論は出ていないと、率直に専門家が申し上げているところでございます。従って、そういうところを、今から15年ほど前の水源税が頓挫した経験も我々持っていますから、そういう点で、私ども研究者の怠慢もあるが、森林の公益的機能についての科学的な根拠、もちろん一定のところでは分かっておりまして、そこをどうやって納得して頂けるかが、税を納得していただけるかということと関連することだと思ひまして、その辺について私どももっと勉強しなくてはならないし、山梨県の当局の人も勉強して欲しいし、ミネラルウォーター業界の方にも勉強して欲しいと思っています。

(岩崎会長)

ありがとうございました。今のご意見、直接森林業をやっている立場の方が隣におられますのでご意見いただきたいと思ひます。長田委員お願いします。

(長田委員)

長田です。先週の土曜でしたが、私のところの地域で4時頃から夕立がございました。私は山本委員さんの所よりもっと山の中ですので、朝起きると川向こうの山が鼻へくつつくくらい狭い所に住んでおります。そこに夕立があったわけなんです。実は、私は、森林組合と言う形で山の手入れをしながら10年くらい前に山から下へ降りてきました。里の方へ降りてきてまして、今は、一生懸命、畑をやっております。自分に畑があったものですから。昔の日本のふるさとの風景というか、森林があってきれいな水が流れて、段々畑があって、その下に水田があるそういうところが、20年くらい前から大分荒れてきました。山が荒れてくるというのは、一つは畑が荒れてくるというのと一緒になっているような気がしまして、私は10年くらい前から畑をきれいにしてやろう、その結果として、上にある森林がきれいになるようにということをしたのです。土曜日に、わずか30分くらいで、10mmくらいの夕立がありました。ひょうが混じって降りました。私のかぼちゃをつくっている一反くらいの畑があったのですが、そこに田舎の県道の道ばたにある落ち葉をいつも秋の11月の末から12月の始めにかけて集めてとっておきまして、畑のシバという形で地表にまいているんです。隣には全然そういうことをしない畑があり、隣のおっちゃんがやっておりました。次の朝、行ったところ、私が落ち葉とかそういうものをまいたかぼちゃの畑は、全然土砂が流れていなくて、隣のおっちゃんのそば畑、ゴボウを作っている畑は、土が相当流れて、農道にものすごい量が出ていました。どういうことが考えたところ、畑の表面を覆っている落ち葉が適当にその畑の土に湿り気を持たせている。降って来た雨を蓄えてくれて、その畑の土の中にしみ込ませる役をしている。ここに水が出ていますが、ここで水をこぼした場合に、きれいな一回も使っていないタオルで拭くよりは、ちょっと水が湿っているようなタオルで拭いた方がずっと水を吸い込みます。

この原理ではないだろうかと思うのですが、畑の中にいっぺんに降った水が全部しみこんでいる。これは山も同じことが言えるのではないのでしょうか。

今、私どもの管内の山、6,000haくらい民有林の中で明日にでも間伐してあげないと危ない山がいっぱいあります。その山の状況は、戦後、木炭、薪が要らなくなって、プロパンガスになりました、炭焼きをやっているおっちゃんの家でもプロパンを使っているという、そういう時代になりまして、だんだん、人間がそろばん勘定をしながら山の管理をしていく時代がでてきました。昭和30年から40年にかけて、特に私どもの管内ではそういうことがあったのですが、そろばん勘定が入ってくると、いきおい、山の管理というか、山の手入れの仕方そのものもそうですが、大体、3.3㎡の中に、昔の言葉でいうと、ひと坪に1本の割合で、スギ、ヒノキを植えていくという行為をしました。20年くらいたったら、足場に切って担ぎ出してくると、その当時ですと、足場1本の7mくらいの丸太が、当時の1日分の日当になるくらいの金額でよく売れたのですね。ところがそれから、昭和50年以降、材木の値段が下がってきまして、そうしますと、間伐をして、切って担ぎ出すということをしなくなった、山なんて手入れをしても仕方ないというふうになってきて、実は自分の山も手入れしなくて、出稼ぎに行く人が多くなった。今、ほとんどの山が表面に草も木もない、地面がそのまま見えるような山が多くなっています。冬になりますとそういう山は、ちょうど砂時計を逆さまにすると、中の砂がさらさらと流れ出す、あれと同じように、沢まで崩れていきます。それが雪どけとか、夕立、台風等で一気にダムに流れだすケ-スが多いわけです。私は、これを無くすためには、どうしても間伐をしながら、下に草を出して、下層木がでてきて、小さい木があって、秋になると落葉が落ちてきて、地面を覆ってくれて、さっき少し話しましたが、水が一気に流れ出さない様な山作りをしていかないと21世紀にどうなるのかという感じがしております。

自己紹介のとき、今焦っていますと言いました。実は、戦後、森林組合に入って30年経ちますが、私が入った頃は植える植えると言う時代だったので私も一生懸命植えまして、今30年生くらいのヒノキの山に行きますと、ほとんど草がない。全然木もない。小さな広葉樹も生いてないようなそういう山が沢山あります。早く手入れをしたいが、いかんせん、地主さんの負担が見込めない状態で、毎年500haくらいは間伐してきたいのですが、もう、5,6年前からは間伐の面積もどんどん減少しまして、16年度には210haくらいに減ってしまいました。このままで行くと、まっ暗闇の森林だけが増えてくる。そういう感じがします。それと広葉樹の山は、割りと放っても大きい木、負けてしまって小さくなる木と、そういうふうに分かれていくのですが、天然林の木は。隣に大橋先生がおられるが、人工林は、手で植えた木は、80年でも100年でも手入れをしないと、どうも、いい山にならないと思います。おおむね8mから10mくらいの間隔でスギ、ヒノキが育てばとてもいい山になるのではないかと。そういうふうに思います。そうすると今そろばん勘定で、みんな組合員が植えたのですが、あのまま放っておかれると、花粉が飛ぶし、山も崩れる。どこからかご支援頂きたい。そうしないと、次の世代にとんだ物を引き継ぐ事になる。ただ私

は税の事にはまるで素人でございます。どこからどういうふうにいただいて、これをどうやって手入れをしたらいいのかわかりません。皆様のご検討にお任せしたいと思います。

(岩崎会長)

ありがとうございました。では新しく構想されたミネラルウォーター税について法律上の問題からご意見頂きたい。小幡委員お願いします。

(小幡委員)

私は、学識の立場で入っております、山梨県には住んでおりませんので、今日は、青木先生もおっしゃられましたが、ここにあるのが山梨県のミネラルウォーターではないのがっかりしたのですが、多少、現状といえますか、先ほど地場産業という話も出ましたが、山梨県のここで対象とされているような、実際のどういうキャッチコピーというか、富士山の何とかのおいしい水とか、アルプスのおいしい水とかいうような広告を見たり聞いたりしておりますが、どのような広告のやり方、あるいは、それで首都圏にどういう感じで売られているか、ちょっとそういう現状の資料も欲しいと思っております。

今日は、第1回目なので、次回また、事業者からのご意見を聞いてからと思っております。法定外目的税自身については、私は地方分権推進委員会の専門委員でありまして、そこで1999年に、それまで法定外普通税だけだったのですが、新しく法定外目的税を作ったことに関わっておりますので、要するに地方分権としての、地方がいろいろ創意工夫して、自分の所に見合った税を作ると。もちろん県民の理解を求めてですが、そういうことというのは、これから推進していくべきだという方向にはあると思います。一般論としては、それで、今、私、地方制度調査会の委員もしております、地方分権というのは、財政が苦しくて、それぞれの自治体がなかなか創意工夫をしているという状況もよく分かっておりますが、全体としては、地方分権という方向でのとらえ方がひとつはあるのだろうと思っております。ただ、今回、具体的な問題になると、それぞれどういうふうな形で、果して合理的なものとして導入が可能かどうかということは、また、具体的に検討する必要があると思いますので、この検討会というのは、そのためのものだと思いますので、是非、様々な立場から委員が選ばれていると思っておりますので、色々なご意見伺いたいと思います。次回、事業者の方からのまとまったご意見が聞けると言う事で、例えば先ほどのお話でも市町村の半分が交付金でどう使われるのか、そういう提起がされていますので、そういう事について県の方で17年3月の研究会報告書が上がっておりますが、どういう方向で考えているのかについても合わせて次回ご意見伺いたいと思います。

(岩崎会長)

ありがとうございました。事務局、次回宿題が出ましたので資料作りよろしくお願

いします。続きまして租税法の専門と言う点で、中里先生からご意見いただければと思います。

(中里委員)

税金ですから、納税者が喜ぶ課税というのは世界中探してもないだろうと思います。あれば最高なのですが。よほどおかしなことが無い限り、税金払って喜ぶということはないでしょう。せいぜい、渋々同意というところでしょうか。ただ渋々の同意もない課税はやってはいけないのが近代的な憲法の考え方ではないでしょうか。いくら地方分権であれ、財政再建であれ、納税者の同意は渋々でいいから最低限の同意がない所に課税はなかなか出来ないだろう。だから、山梨県も渋々でいいから同意して下さいというふうをお願いして描いていらっしゃるだろう。このことそのものは、いい試みだと思っています。

ヨ - ロッパのミネラルウォーターに対する課税は、ワインとかビールとかそういう延長線上の個別消費税のようなもので、環境目的どうのこうのという、ここで議論しているミネラルウォーター税とは似て非なるものでしょう。これは考え方ですが、そういう気がしています。日本で山梨は、ミネラルウォーターに対して課税出来るとすれば、日本中で山梨だけだと思いますので、山梨らしい税金だと思います。ということで、そのこと自体は、県庁の方も一生懸命努力してこういうものを考えたので、とても緻密な議論をなさってきたのが伺えますので、それから業界の方の意見も真摯に聞いているので方向としては望ましい。渋々の同意が取れるのかどうかは今後の運というのか、努力次第ということでしょうかから、それは別として、こういうようなところで意見をぶつけ合うのは重要だと思います。

ただ、青木先生がおっしゃいましたように、高知県の均等割を増やす方式で森林かん養を考えるとということ、これは本来的には少しどうかあというものですけれども、これが通ってしまった。岡山県では、そうじゃないと、水道事業者に課税をしようとして、結局出来なかった。そこで、日本全国が、水源かん養は均等割でと方向が決まってしまったというように思います。神奈川県がどうなるか分かりませんが、何年かけても恐らく通らないだろう、相当厳しい状況です。けれども、県民の間で議論すること自体は、意味のあることだということをやっているのだろうと思います。神奈川県は神奈川県ですごく努力しているわけですから。おそらく岡山県が高知県方式を採用した瞬間、日本全国の流れが決まってしまうと、それ以前とそれ以後とでは森林かん養に関する税制の在り方が違ってきているように思います。つまり、水の使用に関して課税する方式は難しいという方向が出てきたのではないのかと思います。山梨でミネラルウォーター税が考えられた当初の頃は、高知県方式はちょっとだな、という感じで、山梨県のミネラルウォーター税、これは地方分権の趣旨に沿っていいアイデアだったと思ったのですが、今、これがいいアイデアかと言えるかと言うと大分疑問があるわけです。そこら辺は、もちろん納税者側の渋々の同意にかかるものですが、これだから全くだめということではないのですけれども、この業界の方の資料を

見ると、確かに山梨だけ独自ということは、独自だから悪いこととは必ずしも言えないのですけれども、一つの方向性が決まった段階では相当に難しいというのがあるのではないかと思います。

ただ、両者が対立していると言っても、こういうところで意見を出して話合おうという気持ちを両サイドがもっているというのが、せめてもの救いというのか、望ましいことだと思います。ただ対立だけして、話もしないというのは望ましくないことですから、神奈川県がいっぱいいろいろな方を集めていろいろなところで説明の努力をしましたし、岡山県も途中で均等割の方に移りましたが、いろいろな努力をすることが必要でしょう。県の方でもいろいろな努力をする、事業者の側でも協力できることはする、その上で、将来的に課税はどうなるか分かりませんが、ある程度のすり合わせはできると思います。山がどうなっているとは誰も思っていない。要は、費用負担を、税金でとるのか、他のやり方をとるか、いろいろなやり方はあると思うので、そこが政治プロセスということになるのだろうけど、こういう場もひとつとして利用して、みんなが意見を出し合って、一定の方向だけがいいと言うわけにしないですり合わせていくと、そういうことでいい方向性がでてくるのではないかと考えています。富士山（スバルラインに係る法定外目的税の検討）の際にも、条例がどうのことになったけれど、結果として非常にうまい方向で妥協ができました。そういう意味では、山梨県庁の方も納税者側の方も、言いたいことを言う中で、最終的にはうまい妥協ができる県民性が山梨県にはあるのではとされている。期待しております。

（岩崎会長）

ありがとうございました。本日は第1回目と言う事でご意見を頂いているが、何回か進みますと制度論を調整する点で青木先生、小幡先生、中里先生には具体的にご進言頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に山梨県の実際という観点からご意見を伺いたいのですが、早川様まずご意見頂けますか。

（早川委員）

山梨総研は、地方シンクタンク協議会に加盟しており、その地方シンクタンク協議会の中部ブロックというところに入っております。名古屋圏がほとんど入っています。先日、地方シンクタンク協議会が創立20周年という事で、研究を共同でやろうと言う話が出た。その時に各県のシンクタンクに聞きましたら、どういう答えが返ってきましたかというのと、ほとんどが観光に関連する研究、それから都市再開発的なもの。その中で山梨総研と岐阜県だけが森と水と言うテーマを出した。山梨総研では、昨年山梨大学とバイオマスエネルギーの研究を県の人たちも入ってもらってやっているのですけれども、その中で山を財として動かす事も重要ですが、もう一つはエネルギーとして山を見直す事も必要ではないか。そういう循環を作らないと山が死んだ状態になっていくということではないか、そう思って地方シンクタンク協議

会でも話をしたわけです。ある面では、下流域の県は、観光、都市再開発、産業政策を懸命にやっているが、上流県は森と水、非常に根源的な所をやらざるを得ない。ということで、その負担をその県だけが背負っているのはどうかな、そういう疑問を持ったわけです。先程から、超過課税の話も出ましたが、たぶん山梨県では合意されないのではないかと思います。これは、県の方のプレゼンでもありましたとおり、多摩川の下流域が東京、相模川の下流域が横浜、つまり神奈川、富士川の下流域が静岡でして、そこから取らないで山梨県民から超過課税でとろうと言う事で県民の納得が得られるか。多分ダメだろうと思っています。

もう一つは、先ほど植松さんから話がありました水の賦存量の話ですけども、私が聞いている範囲では、山梨県には監視井戸が4箇所ある。4箇所だけで本当に監視できるのか。これも水と無縁ではないはずなので、どういう監視体制をとり、賦存量を確認しながら取水していくか、ということも、もっとやっていかななくてはならないことだろうと思います。それから、もっと根源的なことを言うと、地下水は誰のものかということが明確にはなっていないのではないかと思います。ここまで話を持っていくと、結論がでないはずで、ただ、素朴な疑問としては持っています。それから、もう一つは、利用するのは当然利用してよいわけですが、地域という視点でみると、地域の中で循環する水の使い方。例えば、飲用水の場合は水道という形で水を利用してもらって、地域へ排水しているわけです。農業用水も川の水を使って、地域で戻されている。そういうふうを考えていくと、工業用水も大半のものは、地域で取水され、地域へ戻されているんですね。原料用水なんかもあると思いますけれど。あと食品なんかも、一部地域外のものもあると思いますが、大半のところは地域内で取水され、地域に戻されている。こういうふうにと考えると、水の地域内循環と地域外循環という視点で課税していくことも一つあるのかなと思います。

(岩崎会長)

ありがとうございました。次は消費者の観点からご意見頂きたいと思います。山本委員お願いします。

(山本委員)

水の値段については、相対的なものがあるんだと最近実感しております。近頃、上野原市内に住む知人で、用事があるので行ったら、富士吉田に住む知り合いが自分の土地に井戸を掘ったら、わき水が出たのでその水を売ることにしたのだと言う事で、僕もペットボトルに入れて売っているのですと。ということで、そのお宅の奥に全国へ発送する水で20入りの物があって私も飲ませてもらったのですが、私の体がふっくらしているので、「あなたコレステロールあるでしょ、この水はね、コレステロールに効くのよ、バナジウムなんだから」と言われた。バナジウムって何のことか分からなかったの、家に帰ってパソコンで見たら、ミネラルウォーターのところを見たら、別のメーカーですが、バナジウムウォーターがありまして、富士山を売りにしている。

その定義を読みますと、富士山は、全国他にはない特別な玄武岩の岩質であって、そこを通過して地下から出てくる湧き水なのだから、バナジウムが全国一高いとありました。そのインターネットの水は、2ℓ入りは800円で売られていた。先ほどの知人は、知り合いに売る場合は一本300円、でも、知人の所へ話がくる全国からコレステロールで悩む人たちの場合は、1,000円で喜んで買うようです。本当に水も付加価値付けようと思えば、いかようにもなると思ったわけです。私は、嬉しいことにいい水に恵まれた。長野の生まれで山梨に今は住んでいまして、いい水に恵まれたと思っています。水を買うことはしないです。普通の水道水でまかっています。山梨の水を全国の人がおいしいと実感して利用されている方がいるとしたら、大都会の方だろうし、実際においしいし、違いがあるだろうと思います。その人達にとって、価格で1ℓにつき0.5円利用者の受益者負担で上乘せしたからといって、すごい拒否反応を持つかなということは、本当に水は相対的なものなので、分からないんですよ。この0.5円が山梨のこの水を維持する為に必要な物だと納得できれば、払うつもりになるのでしょうか。

8日前に、小菅村を歩いていて、小菅村は東京都の水源地で多摩川の源流なのですが、そこを山登りして、そのあと小菅の湯に入って、そのあとに源流を飲んだら本当に美味しかった。本当に美味しいものを飲みたかったら、汗をかいて、ここまで来て、このさわやかな空気の中で飲まなきゃいけないよと思った。登山仲間もそういうふうに納得したんですね。その帰りにワラビを買おうと思ったら、売り切れていて買えなかった。だけど、昨日、近くのお店で、小菅のワラビが売られていて、ただ、このくらいの小さな束でもワラビが160円ですよ。先週、8日前に、ワラビなんてもう遅いんじゃないかといっていたのに、昨日、まだワラビが出ていて、まだ山は深いんだな、まだ、あるのだなと思った。だけど、このワラビを山の中に取りに行ったら、どのくらいの労力とか手間がかかるのだろうと思った。それが160円で安く売られているなんて。山の産物は手間ヒマかかるわりに、安いものだと思ったんですよ。ワラビよりも私の知り合いが欲しがるのはタラの芽なのですが、タラの芽などは、山でどんどん取られるということで、栽培が始まっていて、今は栽培物が多いんですね。

水は栽培できないよなと思った。水というのは人間の手では栽培できないと思っていたのですが、先程から県の方の説明を聞いたり、皆様のご意見を伺っていたら、水というのも昔の人が山で栽培したものだったんだと納得しました。本当に、まあ、値段は、相対的なものがあるし、価値がある事を消費者は知らなきゃいけないなと思いました。

(岩崎会長)

ありがとうございました。本日は第1回の委員会でしたので、全員の方のプロフィールを兼ねてご意見を頂く場を作らせていただきました。次回は、ミネラルウォーター業界の方からそれぞれのご見解を發表していく場を設けたいと思いますので、その段階で、今日事務局からお話が合ったミネラルウォーター税の内容も、個別に触れら

れる事になると思いますので、争点がはっきりすると思います。その段階で、もう1回、委員の方にご意見を求める事になりますので、今日皆様のお手元に配られた資料をご一読頂いて、次回の委員会の場においては、又ご意見をまとめて発表して頂ければと思っております。何かご発言ありますか。

(青木委員)

事務局の方に質問なのですが、我々に依頼された仕事というのが、今、あるご提案されているものをいいか悪いかの判断をするのか、それともここがおかしいからここは直せばということまでやるのか、普通考えれば後者の方だと思うが、要は、中里先生がおっしゃったように場外乱闘ではなくて、オ・プンな場で対決するのはいいと思いますが、結局平行線で、言いたいことを言うのですが、これで仕事終わりだったら僕も楽でいいのですが、おそらく違うだろう。どうしたらクリエイティブ、建設的な仕事ができるのかということ考えた時に、今お出しになったのは、私から見ると、税としてやはりおかしいなと思う。これは、業界側の方に全面的に嬉しい話ではなくて、全く第三者の学者としてどうもすっきりしないことがある。これを言ってもいいものか、言っちゃいけないのか、どうすればいいのか。今度の依頼を簡単で構いませんので言って頂けると助かります。

(山梨県総務部長)

青木先生がおっしゃられた件ですが、今回の私どもの先生方にご検討をお願いしている趣旨は、私どもが事務的に整理した報告書の中身、これについてまずどういうご意見でしょうかという点と、先程、中里先生がおっしゃっておられましたけれども、同意される手法と、我々の事務的な報告書以外の手段と言いますか、こういう事があるのではないかと、こういうやり方もあるのではないかと、そういう事も含めてのご提言を頂ければというように思っております。

(岩崎会長)

よろしいでしょうか。会長として依頼を受けた内容を具体的に言うと、山梨県の案を支持するような、お墨付きをこの委員会で作れという趣旨ではないと伺っております。了解済みということではない、客観的な議論を尽くす場にしていただければと、依頼を受けております。

(青木委員)

我々は、どこまでやるのか。落とし所まで考えてやるのか、もしくは、対立してここで終わりというように、割り切ってやっていいのか、それが疑問。

(中里委員)

それは今決められないでしょう。

(岩崎会長)

それは何回か議論を進めて皆さんの合意がいくような方向性が出てくれば一番ハッピー。それが出なかったとしても、これだけ十分議論したというのをそのまま報告書の形でしますので、なんだか知らないうちに、課税になりましたかという事にはしない。それがこの検討会の意味ではないかと思っています。

その関連で今後のスケジュールを聞いている範囲でお話します。今日1回目ですがあと8月、11月、来年の1月くらい、あと4回くらいやるというのは当面の予定として聞いています。ただ、来年の1月くらいに結論を出せというふうには言われていません。議論が紛糾した場合には、長くなっても良い。出来るだけ良い方向の議論を見つけ出せればその方がありがたいと伺っています。場合によっては4回以上になるかもしれません。あらかじめご予定いただければありがたい。なるべく多くの立場の方にご意見を言っていただく場を設けたいと思っていますので、取水地域の市町村の方のご意見を伺ったり、先程、お金の使い道で半分は市町村に回っていくけれども、どう使われるか分からないとご意見がありましたから、場合によっては使う立場の市町村の人にどういうつもりでいるのかということを表示していく場を設けてもいいと思っていますし、そこでこれからの委員会の場においてはいろいろな立場の人に意見を言っていただいて皆さんからのそれに対する審議を求めたいと思っています。すぐに市町村の方をお呼びするというわけではなくて、次回は業界の方に意見をいただきますが、その後、必要に応じて市町村の意見を聞くという場合になりましたら事務局にその辺の調整をしていただく。具体的な次回の日程ですが、事務局の方からご提案をお願いします。

(事務局：山梨県税務課長)

次回の日程ですが、8月の下旬から9月の上旬に考えているので、又、会長さんの日程も伺って、また、委員の皆様方の日程も伺って、日程調整をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

(岩崎会長)

一応、本日予定していた議題は以上の通りですが、何かご提案なりご質問なりございますか。

(青木委員)

私、さっきお伺いした事で、環境税として税を仕込むということを考えるのか、そもそもそのところの疑問があるんですが、そういう根本を覆すようなことを言っているのかなと思っています。私としては、むしろ移出税というか、先ほど中里先生が消費税ということをおっしゃいましたが、蔵出し課税の消費税みたいなそういうのも一つあるのになど。これはもちろん課税するという訳ではなくて、税の形としては

考えられる。それも含め考えて頂ければと一言だけ申し上げます。

(岩崎会長)

代替的な方法を何かご提案する事があってもよろしいですね？

(事務局)

はい。

(青木委員)

コンセプトはどうかという点に、私は違和感を感じます。

(岩崎会長)

それも想定しておりますので、その際にはご意見よろしく申し上げます。以上で議事を終了したいと思います。長引いてしまい、不手際お詫びいたします。皆さんご協力ありがとうございました。司会に最後の閉会の辞をお渡しいたします。

(司会)

岩崎会長どうもありがとうございました。委員の皆様は長時間に渡り熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして検討会を終了させていただきます。

以 上